

西予市公告第61号

西予地域の農業の振興に関する計画を策定するため、農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭和44年農林省令第45号)第4条の5第1項第27号ロの規定により公告し、当該計画(案)を、次により縦覧に供する。

当該計画案に対して意見のある者は、当該市の住民に限り、縦覧期間満了の日までに、市に意見書を提出することができる。

令和8年7月9日

西予市長 管 家 一 夫

記

1 西予地域の農業の振興に関する計画案の縦覧期間

自 令和8年7月9日

至 令和8年8月8日

2 西予地域の農業の振興に関する計画案の縦覧場所

西予市産業部農業水産課	西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
明浜支所産業建設課	西予市明浜町高山甲3420番地
野村支所産業建設課	西予市野村町野村12号617番地1
城川支所産業建設課	西予市城川町下相945番地
三瓶支所産業建設課	西予市三瓶町朝立1番耕地360番地1

3 意見の提出について

(1) 意見書の提出先

西予市産業部農業水産課	西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
-------------	--------------------

(2) 意見書の提出方法

文書による

(3) 意見書の提出期限(縦覧期間満了の日)

令和8年8月8日